

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章～第四章〔略〕</p> <p>第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第五章の二 補則（第二十八条の二）</p> <p>第六章 罰則（第二十九条・第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。</p> | <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章～第四章〔略〕</p> <p>第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）</p> <p>第六章 罰則（第二十九条・第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。</p> |

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|            |            |  |
|------------|------------|--|
| <p>第二条</p> | <p>被害者</p> | <p>被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）</p> |
|------------|------------|--|

[新設]

|  |                             |  |
|--|-----------------------------|--|
| <p>第六條第一項</p>  | <p>配偶者又は配偶者であつた者</p>        | <p>同條に規定する關係にある相手又は同條に規定する關係にある相手であつた者</p> |
| <p>第十條第一項から第四項まで、第十一條第二項第一号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八條第一項</p> | <p>配偶者</p>                  | <p>第二十八條の二に規定する關係にある相手</p>                 |
| <p>第十條第一項</p>  | <p>離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合</p> | <p>第二十八條の二に規定する關係を解消した場合</p>               |

第六章 罰則

第二十九條 保護命令（前條において読み替えて準用する第十條第一項から第四項までの規定によるものを含む。次條において同じ。）に違

第六章 罰則

第二十九條 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて適用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一 一五 〔略〕</p> <p>十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定（同法第二十八條の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>十七 一八 〔略〕</p> <p>二 一五 〔略〕</p> | <p>（許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>一 一五 〔略〕</p> <p>十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>十七 一八 〔略〕</p> <p>二 一五 〔略〕</p> |

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第三条、第四条関係）

別表第一（第三条、第四条関係）

|            |  |     |
|------------|--|-----|
| 項          | 上欄   | 下欄  |
| 一〇一五<br>の二 | 〔略〕  | 〔略〕 |
| 一六         | イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> （平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三 | 千円  |

|            |  |     |
|------------|--|-----|
| 項          | 上欄   | 下欄  |
| 一〇一五<br>の二 | 〔略〕  | 〔略〕 |
| 一六         | イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> （平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三 | 千円  |

|  |  |
|--|--|
|  | 一七   |
| <p>項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>ロ〔略〕</p> | <p>イニ〔略〕</p> <p>ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する</p> |
|  | 五百円  |

|   |   |
|---|---|
|   | 一七  |
| <p>又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>ロ〔略〕</p> | <p>イニ〔略〕</p> <p>ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する</p> |
|   | 五百円   |

る法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百五条の四第一項若しくは第二百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四条の六第一項若しくは第一百四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て

へ・ト [略]

法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百五条の四第一項若しくは第二百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四条の六第一項若しくは第一百四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て

へ・ト [略]

|     |        |
|-----|--------|
| 〔略〕 | 九 一八・一 |
|     | 〔略〕    |
|     | 〔略〕    |

|     |        |
|-----|--------|
| 〔略〕 | 九 一八・一 |
|     | 〔略〕    |
|     | 〔略〕    |